

家畜衛生とかち

令和3年1月発行
北海道十勝家畜保健衛生所



ホームページアドレス : <http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/top.htm>

高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)について

今シーズンは、令和2年11月5日に香川県三豊市で高病原性鳥インフルエンザの1例目が確認されて以降、西日本を中心に全国で発生しており、令和3年1月25日現在39例が確認されています。

道内でも、令和3年1月18日に帯広市で回収された死亡野鳥(ハヤブサ1羽)について遺伝子検査を実施した結果、28日に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出されました。これは道内の環境中に本病ウイルスが存在していることを示しており、養鶏場への侵入リスクは非常に高い状況です。

当所では、リスクシーズン(10月～翌年5月)における発生予防の啓発のため、100羽以上の各養鶏場に立入検査や指導を行うとともに、緊急対策として家きん飼養者(農場)による確実な消毒実施のため消石灰を配布しました。

飼養者、関係者の皆様方におかれましては引き続き、人や野生動物を介した農場へのウイルス侵入防止のため、飼養衛生管理基準の遵守や防鳥ネットの点検等について再確認をお願いします。

また、万が一、**異常家きんを発見した場合は早期通報をお願いします。**



農場出入口や畜舎周辺への
消石灰散布



車両消毒



畜舎のネット整備と点検

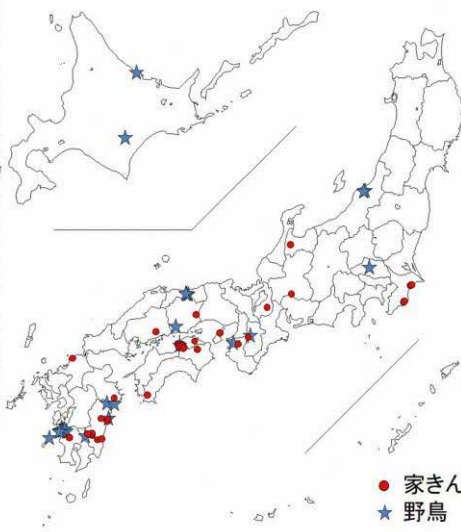


農場や畜舎専用
衣服・長靴の
準備と消毒

令和2年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況 (令和3年1月25日時点)

家きん 16県39事例(H5N8)

事例	発生場所 (疑似患者判定日)	飼養状況 (万羽)	事例	発生場所 (疑似患者判定日)	飼養状況 (万羽)
1	香川県三豊市(11/5)	採卵鶏約317	26	宮崎県日向市(12/14)	肉用鶏約33
2	香川県東かがわ市(11/8)	採卵鶏約46	26	宮崎県川崎町(12/14)	肉用鶏約13 (倉庫処理場)
3	香川県三豊市(11/11)	肉用種鶏約1	27	高知県播磨市(12/16)	採卵鶏約27
4	香川県三豊市(11/13)	肉用種鶏約31	28	香川県三豊市(12/16)	肉用鶏約314
5	香川県三豊市(11/15)	採卵鶏約7	28	香川県三豊市(12/16)	肉用鶏約15
6	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約154	29	徳島県阿波市(12/19)	採卵鶏約98
6	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約117	30	宮崎県宮崎市(12/19)	肉用種鶏約33
6	香川県三豊市(11/20)	肉用種鶏約67	31	香川県三豊市(12/23)	肉用種鶏約25
6	香川県三豊市(11/20)	肉用種鶏約17	32	千葉県いすみ市(12/24)	採卵鶏約116
7	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約439	33	宮崎県小林市(12/30)	採卵鶏約15
8	香川県三豊市(11/21)	採卵鶏約75	34	岐阜県美濃加茂市(1/2)	採卵鶏約36
9	福岡県筑前市(11/25)	肉用種鶏約2	35	千葉県いすみ市(1/1)	採卵鶏約115
10	兵庫県淡路市(11/25)	採卵鶏約145	36	鹿児島県さつま町(1/13)	肉用種鶏約32
11	宮崎県日向市(12/1)	肉用種鶏約4	37	千葉県横芝光町(1/21)	あひる約6
12	宮崎県都農町(12/2)	肉用種鶏約3	37	北海道流氷平市(1/21)	あひる約0.06
13	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約22.5	37	宮城県南田町(1/21)	あひる約0.05
13	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約12.3	37	茨城県古河市(1/21)	あひる約0.06
14	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約19	37	茨城県古河市(1/21)	あひる約0.1
15	宮崎県都農町(12/3)	肉用種鶏約36	37	茨城県かすみがうら市 (1/21)	あひる約0.1
16	奈良県五條市(12/6)	採卵鶏約77	37	埼玉県行田市(1/21)	あひる約0.09
17	広島県三原市(12/7)	採卵鶏約95	37	埼玉県春日部市(1/21)	あひる約0.13
17	広島県三原市(12/7)	採卵鶏約52	37	大阪府松原市(1/21)	あひる約0.03
18	宮崎県都農町(12/7)	肉用種鶏約9	37	奈良県御所市(1/21)	あひる約0.02
19	宮崎県小林市(12/8)	肉用種鶏約43	38	富山県小矢野町(1/23)	採卵鶏約41
20	大分県佐伯市(12/10)	肉用種鶏約14	38	千葉県匝瑳市(1/24)	あひる約0.35
20	大分県佐伯市(12/10)	肉用種鶏約24	39	千葉県匝瑳市(1/24)	あひる約0.19
20	大分県佐伯市(12/10)	肉用種鶏約1			
21	和歌山県紀の川市 (12/10)	採卵鶏約36.8			
22	岡山県美作市(12/11)	育雛約57			
22	岡山県美作市(12/11)	育雛約11.8			
23	宮崎県東郷町(12/13)	採卵鶏約1			
24	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約7			
24	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約45			
24	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約1			
25	香川県三豊市(12/14)	採卵種鶏約28			



改めて点検を
お願いします!



野鳥 10道県33事例(H5N8) 2県2事例(検査中) 月日は検体回収日(同月日重複は別事例)

北海道紋別市(10/24)、新潟県阿賀野市環境試料(水)(11/16)、愛媛(11/16)、埼玉県ときわ町死亡コウノトリ(12/23)、和歌山県和歌山市死亡オシドリ(12/3)、奈良県大淀町死亡オオタカ(12/20)、鳥取県鳥取市(12/21)、環境試料(水)(12/9)、岡山県矢野町死亡ハヤブサ(12/4)、香川県三豊市死亡ノスリ(12/8)、鹿児島県出水市(11/5)、環境試料(水)(11/9、16、23、30、12/7、14、14、21、21、1/8、1/11、11、22)、死亡ナベヅル(12/18)、茨城オシドリ(12/22)、死亡ナベヅル(1/19)、薩摩川内市死亡マガモ(1/16)、宮崎県延岡市(11/30)、死亡オナガガモ(1/6)、都農町(11/30)。
【検査中】北海道帯広市死亡ハヤブサ(1/18)、宮崎県高津町死亡マガモ(1/24)

出典:農水省 HP

豚熱(CSF)及びアフリカ豚熱(ASF)について

道内への侵入防止及び飼養豚への感染防止のため、飼養衛生管理基準の遵守の継続をお願いします！

<豚熱(CSF)>

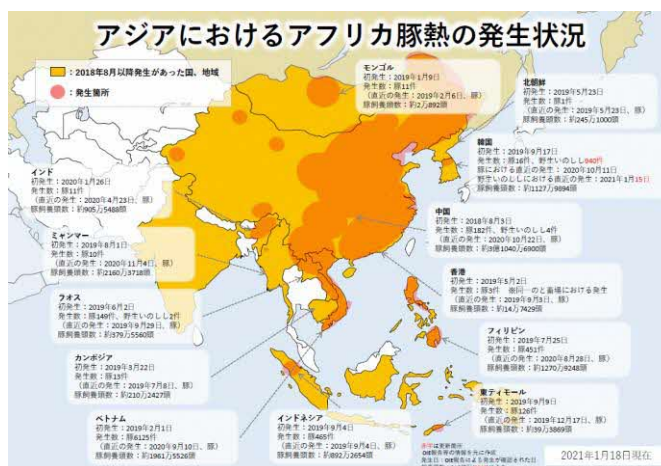
平成30年9月、岐阜県の養豚場において国内では26年ぶりに豚熱が発生し、これまでに13県(岐阜県、愛知県、長野県、大阪府、滋賀県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県)で62例が確認されています(令和3年1月26日時点)。また、野生いのししにも本病ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務となっています。

また、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種区域は28都府県(群馬県、埼玉県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、静岡県、山梨県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、京都府、奈良県、沖縄県、大阪府、兵庫県、和歌山県、福島県、宮城県、山形県、秋田県)となっており、これらの区域から豚や精液等を導入することは制限されています。

<アフリカ豚熱(ASF)>

アフリカ豚熱(ASF)は、ASF ウイルスが豚やいのししに引き起こす、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死性の高い伝染病です。本病に有効なワクチンや治療法はなく、患畜・疑似患畜は速やかな届出と殺が義務づけられています。本病は、アジアにおいて、平成30年より継続発生しており、昨年は中国、韓国、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、インドにおいて発生が確認されています。

また、発生国からの旅客により国内の空港に持ち込まれた食肉加工製品等の検査では、令和3年1月5日現在、のべ94例(内、新千歳空港11例)の遺伝子陽性事例が確認されています。さらに、これらの違法に持ち込まれた94例中3例から生きたウイルスが分離されました(中国2件、フィリピン1件)。実際に感染力を持つウイルスが日本国内の空港まで到達しており、本病の国内への侵入リスクは極めて高い状況が続いています。この状況に対処するため、昨年7月1日より家畜伝染病予防法が改正され、不法に食肉加工製品等を持ち込んだ場合の罰金の引き上げなど、海外からの畜産物の違法な持込への対応を厳罰化しています。



出典：農水省 HP

◆これらの疾病の侵入を防ぐため、次を徹底しましょう◆

- 生肉を含む可能性のある食品循環資源を給与する場合は適切に加熱
(攪拌しながら 90℃で 60 分以上又はこれと同等以上の効果を有する方法(※))
- 豚舎専用の衣服・長靴の着用
- 入退場時の人・車両消毒の徹底
- 飼養豚の看視の強化と早期発見・通報
- 畜舎内への野生動物の侵入防止の徹底

※95℃で 19 分以上
100℃で 6 分以上
など

◆豚熱(CSF)及びアフリカ豚熱(ASF)に関する特定症状について◆

豚の所有者や獣医師が異常豚を確認した場合に、直ちに家畜保健衛生所に通報が必要な症状(特定症状:豚熱及びアフリカ豚熱を疑うべき症状)が定められています。次の症状がみられた場合、直ちに家畜保健衛生所に通報をお願いします。立入検査を実施しますので、通報から検査陰性が確認されるまで、豚の移動等の自粛をお願いします。

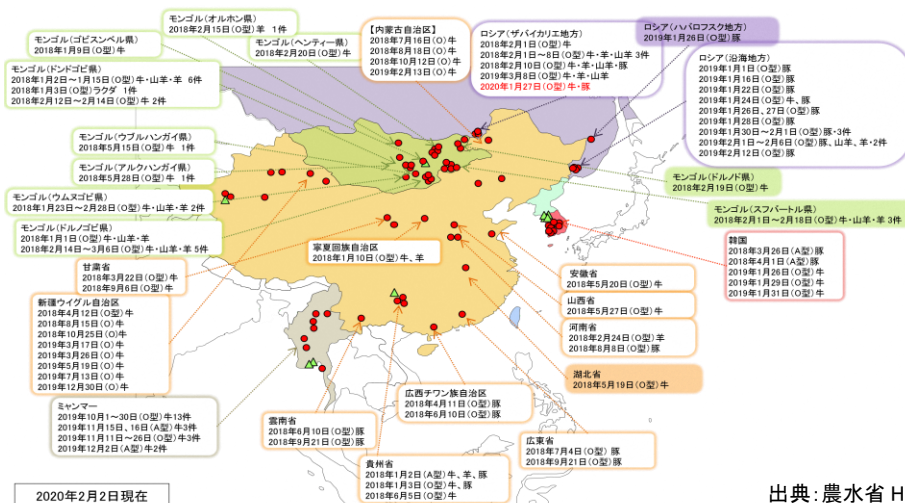
【特定症状】

- ・ 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある
- ・ 同一畜房内(又は畜舎)において、次の①～⑦のいずれかの症状を示す豚が、概ね1週間程度の期間に増加している
 - ① 発熱(40℃以上)、元気消失、食欲減退
 - ② 便秘、下痢
 - ③ 結膜炎(目やに)
 - ④ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
 - ⑤ 削瘦、被毛粗剛、発育不良(いわゆる「ひね豚」)
 - ⑥ 流死産等の異常産の発生
 - ⑦ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- ・ 同一畜房内(又は畜舎)において、複数の豚が突然死亡することが、概ね1週間程度の期間に増加している
- ・ 血液検査で、複数の豚に白血球数の減少(1万個未満/ μ L)又は好中球の核の左方移動が確認される

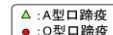


口蹄疫について

2010年に発生した宮崎県の口蹄疫から10年がたちました。アジアの近隣諸国では依然、口蹄疫の発生が続いています。今一度、関係者以外の立入制限や消毒体制の維持など飼養衛生管理基準の再徹底並びに初動対応の再確認を行い、引き続き本病の侵入防止対策に努めていただくようお願いします。万が一、本病の特定症状を発見した場合には、早期通報をお願いします。



出典：農水省 HP



防疫演習について

12月23日、海外悪性伝染病の管内への侵入防止対策の徹底及び関係機関の情報共有と連携強化を図るため、「十勝総合振興局海外悪性伝染病防疫措置に関する説明会」を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十勝総合振興局と各町村を「十勝町村テレビ会議ネットワーク」でつないだテレビ会議で実施し、52名が出席しました。

今年度実施予定だった十勝管内家畜伝染病防疫演習（高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した集合施設及び農場テントの設置・運営等）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期となり、市町村別防疫演習も今年度は実施できておりませんが、管内の防疫体制の強化・維持のためにも、今後の情勢を踏まえながら開催方法等を検討していきたいと考えておりますので、防疫演習開催のご希望がありましたら、当所までご連絡ください。



令和2年度 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査実施状況

令和2年12月末時点での状況は、下表の通りです。

事業名	市町村	時期	検査対象	戸数	頭数	結果
牛の ヨーネ病 検査	大樹町	4、11月	乳用牛	25戸	4,054頭	4戸8頭陽性
	芽室町	6月	乳用牛	22戸	2,162頭	全頭陰性
	豊頃町	6月	肉用牛	20戸	737頭	全頭陰性
	帯広市	7、8月	乳用牛	52戸	3,797頭	全頭陰性
			肉用牛	13戸	337頭	全頭陰性
	新得町	9月	肉用牛	10戸	659頭	全頭陰性
	中札内村	9月	乳用牛	12戸	1,389頭	2戸3頭陽性
	陸別町	9月	肉用牛	12戸	428頭	2戸2頭陽性
	清水町	9、10月	乳用牛	35戸	4,059頭	全頭陰性
	士幌町	10月	乳用牛	18戸	2,037頭	2戸2頭陽性
	上士幌町	10、11月	乳用牛	27戸	8,521頭	2戸2頭陽性
	本別町	11月	乳用牛	25戸	2,189頭	全頭陰性
	更別村	12月	肉用牛	26戸	889頭	1戸1頭陽性
幕別町忠類地区	1、2月	乳用牛	実施中			
腐蛆病検査	十勝管内全域	8月	蜜蜂	26戸	細密検査 644群	全群陰性

牛のブルセラ症及び結核の全国的サーベイランスは、12月末時点で29戸592頭の陰性を確認しています。ご協力ありがとうございました。

監視伝染病発生状況(令和2年1月～12月)

〈法定伝染病〉

病名	畜種	北海道		十勝		
		戸数	頭数	戸数	頭数	発生市町村
ヨ－ネ病	牛	185	665	73	252	音更町、士幌町、上士幌町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、足寄町、陸別町、浦幌町、帯広市

〈届出伝染病〉

病名	畜種	北海道		十勝		
		戸数	頭数 (と畜場)	戸数	頭数 (と畜場)	発生市町村
牛ウイルス性下痢	牛	69	158	23	54	音更町、士幌町、上士幌町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、幕別町、本別町、陸別町
牛ウイルス性下痢(疑症)	牛	2	12	1	4	上士幌町
牛伝染性リンパ腫	牛	280	690 (337)	51	206 (136)	士幌町、上士幌町、清水町、芽室町、更別町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、帯広市
牛伝染性リンパ腫(疑症)	牛	1	1	0	0	
牛丘疹性口内炎	牛	2	22	1	19	音更町
破傷風	牛	4	5	0	0	
破傷風(疑症)	牛	2	2	0	0	
破傷風	馬	1	1	0	0	
気腫疽(疑症)	牛	2	2	0	0	
牛伝染性鼻気管炎	牛	2	4	0	0	
サルモネラ症	牛	59	217	13	35	士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町
サルモネラ症(疑症)	牛	1	3	0	0	
サルモネラ症	豚	1	3	1	3	幕別町
ネオスポラ症	牛	2	2	3	3	士幌町、陸別町、帯広市
馬鼻肺炎	馬	14	24	0	0	
豚丹毒	豚	8	83 (79)	1	2 (2)	帯広市
山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊	2	4	0	0	
悪性カタル熱	牛	1	1	1	1	音更町
バロア病	蜜蜂	23	591	1	10	芽室町
アカリダニ症	蜜蜂	1	1	1	1	陸別町
チョーク病	蜜蜂	35	601	1	15	清水町
レプトスピラ症(疑症)	犬	1	1	1	1	帯広市

※令和2年12月末日現在（全道は11月末現在）



定期報告書の提出をお願いします！



家畜伝染病予防法第 12 条の4の規定により、家畜等の所有者は、毎年2月1日時点の飼養状況を北海道知事あてに報告することとなっています。

また、令和2年6月 30 日に飼養衛生管理基準が改正され、各農場に飼養衛生管理基準の遵守状況を定期的に自己点検すること、飼養衛生管理マニュアルを整備することが新たに定められましたので、期日までの提出をお願いします。

1 報告対象及び期日

対象 ^{※1}	期日
牛、馬、水牛、豚、めん羊、山羊、鹿、いのしし	毎年 4月15日
家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、七面鳥、ほろほろ鳥、だちょう)	毎年 6月15日

※1 愛玩用(ペット)も報告対象

2 定期報告の内容について

報告事項	家畜の所有者別の必要書類	
	小規模所有者 ^{※2} 以外	小規模所有者
① 基本情報(住所、氏名など)	毎年、 <u>全員が報告</u>	要報告
② 飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表(畜種別)		不要
③ 添付書類 (農場平面図、飼養衛生管理マニュアル、埋却用地など)	令和3年度は、 <u>全員が報告</u>	

※2 小規模所有者とは次の頭羽数の家畜の所有者のことをいいます。

- 牛、馬、水牛: 1頭
- 豚、めん羊、山羊、鹿、いのしし: 6頭未満
- 家きん: 100羽未満(だちょうは10羽未満)

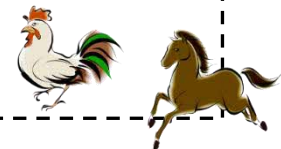


【例1】「牛50頭」と「馬2頭」の場合

上表の報告事項①と③は、「牛」と「馬」で共通。
②は、「牛」と「馬」の各々について、畜種別に記載。

【例2】「牛50頭」と「鶏50羽」の場合

①は「牛」と「鶏」で共通。
②と③は「牛」について記載。



3 未報告の場合の対応

家畜伝染病予防法第 70 条の規定により、30万円以下の過料に処せられます。

4 報告内容の取扱いについて

本書は家畜伝染病の発生予防等を目的としており、目的外の利用や他機関への提供は行いません。

不明な点がございましたら、十勝家畜保健衛生所または各市町村担当者までお問い合わせ下さい。

生乳の抗菌性物質の残留事故、十勝管内 15 件！

令和2年度、管内では12月末現在、生乳で15件の事故が発生しており、過去5年間では最多の発生件数となっています。

何年も変わらず

原因のトップは識別の見落としです。

その他には…

- 搾乳ロボットの廃棄登録ミス
- 搾乳ロボットの廃棄登録の解除ミス
- 治療牛と外貌の似た牛へ耳標確認せずに誤投薬
- 識別していなかった乾乳牛が脱柵して搾乳牛群へ紛れ込んだ など。

あの時は忙しくて、うっかり～。
もうこんなことはないよ…

自分はそんなミスしないわ～

いえいえ、誰にでもミスはあります！

複数回チェックする体制をつくりましょう。

複数人数で何回でも！

また、獣医師の指示なく、自己判断で農場に残っていた医薬品を使用した事例が複数件ありました。治療は必ず診療獣医師の指導に従ってください。

食肉中への破損注射針残留事故、十勝管内で発生！

十勝管内の農場から出荷、と畜された乳用牛で精肉加工中に注射針の一部が発見されました。注射針が発見された部位は廃棄処分され流通しませんでした。万が一最終食肉製品に残留し、消費者等に危害が加わる等の事態になれば法的措置も考えられ、生産者は信頼を失い、食の安全・安心への信頼をも損なうこととなります。

そうならないために、次の点について生産者への指導をお願いします。

- ✓ 注射針は速やかに除去
- ✓ 除去できなかつたら、その部位に出荷時まで目印(マーク)をつけ続ける
- ✓ 治療記録簿等に注射針残留の記録を残す
- ✓ 出荷時には治療記録等を確認する
- ✓ 治療歴や注射針残留がある場合は、出荷先に申告する



令和2年度 日射病・熱射病の発生状況

当所では、毎年6月1日から9月30日まで日射病・熱射病の発生状況を調査しています。

令和2年度 発生状況(発症頭羽数)					
	乳用牛	肉用牛	馬	採卵鶏	肉用鶏
8月上旬	2				
8月下旬	2	2		559	
9月上旬	3	1		305	
合計	7	3		864	

※他の時期の発生は無し

令和2年(2020年)の日射病・熱射病の発生は、例年より少ないものの、8月・9月の最高気温が30℃以上を記録した日やその直後にみられました。8月・9月には真夏日や猛暑日があった一方、15℃前後の涼しい日も多くありました。このような大きな気温差は、人だけでなく家畜にとってもストレスです。暑い日が何日も続いていなくても、日中の最高気温が30℃以上になる場合には暑熱対策が必要と考えられます。

また、毎年同じ畜舎で発生する場合は、畜舎へのすだれ・遮光ネット・庇の設置など、日射しを防ぐ工夫を考えましょう。



～調査・報告に御協力いただき、ありがとうございました。～

家畜保健衛生総合検討会が開催されました

令和2年10月22～23日に札幌市男女共同参画センターにおいて令和2年度家畜保健衛生総合検討会が開催されました。

全道各家保から計20題の発表が行われ、当所からは以下の2題の発表を行いました。

☆検体やデータの提供等にご協力いただいた皆様に御礼申し上げます。



(1) 十勝管内におけるヨーネ病発生農場の分析結果からみた清浄化への見通し

(発表者: 予防課 大西 獣医師)

十勝管内でヨーネ病対策を実施した農場について分析を行い、今後の対策農場数の推移を予測するとともに、リアルタイムPCR法導入後に対策を開始終了した農場の検査成績をもとに摘発シミュレーションを実施し、患畜摘発数を予測しました。対策農場数及び患畜数は令和元年末時点の123戸305頭から5年後には95戸113頭、10年後には57戸46頭まで減少すると予測され、現行の検査体制を継続することにより、管内のヨーネ病の清浄化は着実に進むと考えられました。また、現在ヨーネ病対策は、地域や農場の状況・規模に関わらず一律の対策を実施していますが、近年の農場の規模拡大や分業化に対応した、より効果的で実践可能な清浄化対策を提案していくことが必要と考えられました。

(2) *Salmonella* Dublin による牛サルモネラ症の病理学的検索

(発表者:病性鑑定課 上垣 専門員)

Salmonella Dublin(サルモネラ・ダブリン)による牛サルモネラ症の発生件数は近年増加傾向にあり、令和2年次は管内で9戸 23頭の届出がありました。国内での本症の病理学的な報告は少ないことから、本所に搬入された野外感染例について病理学的に検索し、報告しました。

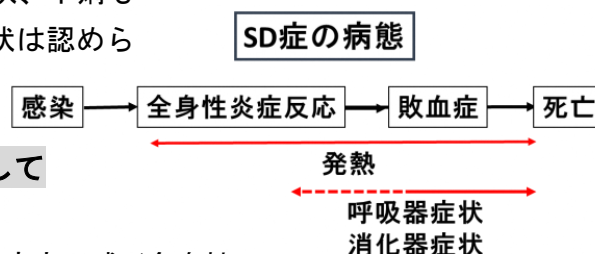
詳細は以下に説明します。

サルモネラ・ダブリンによる牛サルモネラ症について

管内では、様々な血清型のサルモネラが検出されています。特に近年増加傾向にあるサルモネラ・ダブリン(SD)症の病態解明のため、当所で行った本症の病性鑑定事例(発症後死亡した子牛(死亡牛)5頭及び同居牛検査で摘発された子牛(摘発牛)5頭)について検討しました。

臨床症状：40℃以上の発熱、呼吸器症状、下痢

死亡牛では 40℃以上の発熱がみられ、呼吸器症状、下痢も高率でみられました。摘発牛では明らかな臨床症状は認められませんでした。



SD 症は全身性の炎症反応が消化器症状に先行して

起こる熱性の疾患

死亡牛だけでなく、摘発牛も多臓器に本菌による病変形成(全身性の炎症反応=発熱を示唆する所見)がみられています。また、腸炎は死亡牛のみでみられ、摘発牛ではみられないことから、病態が進んでから発現する所見と考えられました。

摘発牛の血液中の菌量はごく少数であり、糞便中の排菌は間欠的

死亡牛に比べ、摘発牛では病変内の抗原量は少なく、摘発牛の血液中の菌量はごく少数であったと推測されました。また、同居牛検査時に糞便検査が陽性だった個体が、解剖時の糞便検査で陰性となった事例がみられ、糞便中の排菌は間欠的であると考えられました。

以上から、本症の対策には次のことが有用であると考えられました。

- 発熱を主症状とする異常牛は、本症を疑って検査を実施する。
- 異常牛は検査陰性であっても一定期間隔離し、体温測定等の看視を強化する。

* そのほか SD を含めサルモネラ対策には・・・

- ◆ 農場の出入口に、石灰帯などの消毒設備を設置
- ◆ 関係者以外の立ち入り制限
- ◆ 畜舎の出入口に洗浄・消毒設備を置き、靴や手指を消毒
- ◆ 牛舎、器具などをこまめに清掃・洗浄・消毒(特に、飼槽や水槽)
- ◆ キツネ、ネズミ、カラス、ハト、スズメ等、野生動物の牛舎内侵入防止
- ◆ 導入牛のサルモネラ検査を実施し、3週間以上隔離飼養して健康を確認
- ◆ サルモネラ症を疑う場合は直ちに獣医師の診察を受け、指導を求める

飼養衛生管理基準を遵守し、
疾病の発生を予防しましょう!



死亡牛の BSE 検査実施状況

死亡牛のBSE検査は 2020 年 12 月末現在、東部BSE検査室 1,114 頭、西部BSE検査室 1,167 頭、合計 2,281 頭(昨年度同時期 2,534 頭)実施し、全頭陰性を確認しています。2019 年4月から検査対象牛は、①96 か月齢以上の死亡牛、②48 か月齢以上の起立不能牛(乳熱、ダウンー症候群、神経麻痺等のBSE検査対象疾病の死亡牛)、③全月齢の特定症状牛となりましたが、2,281 頭の内訳は、①が 1,314 頭(57.6%)、②が 963 頭(42.2%)、③が4頭(0.2%)でした。

○獣医師の皆さまへ

死亡牛のBSE検査を適正、円滑に実施するため、次のとおり御協力をよろしく申し上げます。

1. 死亡牛の集荷業者や処理業者は、死亡獣畜処理指示書(指示書)によりBSE検査の要否を確認しますので、記載漏れや不備がないようにお願いします。
2. 特に、生年月日、個体識別番号は正確に記載し、特定臨床症状の有無及びBSE検査要否のチェックを必ずお願いします。
3. BSE検査対象牛は速やかに指示書により、北海道十勝家畜保健衛生所に届出を行ってください。
4. 処理業者に提出した指示書の病名を後で変更する事例では、検査対象外が対象となり、検査できずに処理されてしまう恐れがあります。変更の場合は直ちに処理業者に連絡をお願いします。

令和2年度 十勝家畜衛生所 組織体制

★ 所長 奥村利盛

★ 次長 依田 剛

東部 BSE 検査室		室長 大山 和幸
指導課	指導課長	藪内 雪香
	専門員	川内 京子
	専門員	風間 知里
病性鑑定課	病性鑑定課長	伊藤 満
	主査(病鑑)	吉田 美葉
	指導専門員	宮本 真智子
	専門員	上垣 華穂
	専門員	加藤 千絵子
	獣医師	山本 彩乃
	獣医師	小柳 優奈
	専門員	田子 穂

西部 BSE 検査室		室長 石山 敏郎
		専門員 後藤 潤
予防課	予防課長	梅澤 直孝
	主査(危機管理)	小林 亜由美
	指導専門員	鈴木 哲也
	専門員	吉田 聡子
	専門員	川嶋 千晶
	専門員	廣川 友弥
	獣医師	大西 賢治
	獣医師	中村 あすみ
	獣医師	松澤 滋
	獣医師	長谷川 大輔

北海道十勝家畜保健衛生所

〒089-1182

帯広市川西町基線 59 番地6

TEL:0155-59-2021 FAX:0155-59-2571

【夜間・休日】TEL:0155-26-9005 (十勝総合振興局)



東部 BSE 検査室

〒089-1372 中札内村元札内東 2 線 51 番地4

TEL:0155-63-6338 FAX:0155-63-6339

西部 BSE 検査室

〒081-0035 新得町字上佐幌西3線49

TEL:0156-64-0050 FAX:0156-64-0051